

「決算短信（連結）」の記載要領及び添付資料

1 「決算短信（連結）」の1枚目

(1) 表題等

決算期の記載

- ・決算期については、原則として 年 月期と表記し、各項目での記載にあたっては、当期（今回の決算発表の対象となる連結会計年度）を上段に、前期（今回の決算発表の対象となる連結会計年度の直前の連結会計年度）を下段に記載する。

上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・福

URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

親会社名

- ・他の会社の連結子会社になっている場合については、その親会社名（複数ある場合には、決算短信提出会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいう。）、コード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び親会社における決算短信提出会社の株式保有比率（間接保有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社がない場合は、当該欄を削除する。）

米国会計基準採用の有無

- ・連結財務諸表作成にあたって米国会計基準を採用している場合は、「有」をチェックする。それ以外は「無」をチェックする。なお、「有」をチェックした場合は、表題部分に〔米国会計基準採用〕と付記し、連結業績等の項目名に各社で所要の訂正を加えて作成する。

(2) 連結業績

売上高、営業利益、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前期に関する数字の端数処理方法は、当期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。（以下「持分法投資損益」、「総資産」、「株主資本」及び「連結キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

対前期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当期の数値}}{\text{前期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当期又は前期の利益（営業利益、経常利益、当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「-」を記載する。

1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数（連結）}}$$

- ・企業会計基準第二号 一株当たり当期純利益に関する会計基準12～20の算定方法に基づく。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数（連結）} + \text{潜在株式数}}$$

- ・ 企業会計基準第二号 一株当たり当期純利益に関する会計基準22～23の算定方法に基づく。
- ・ 連結財務諸表規則第65条の2第2項及び同規則ガイドライン65の2-2に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定方法に基づく。
- ・ 利益が希薄化しない場合又は当期純利益がマイナスの場合は「-」を記載する。

株主資本当期純利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

$$\frac{\text{当期純利益}}{\{ \text{期首資本の部合計（新株式払込金を除く）} + \text{期末資本の部合計（新株式払込金を除く）} \} \div 2} \times 100$$

総資本経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \div 2} \times 100$$

- ・ 総資本 = 負債の部合計 + 少数株主持分 + 資本の部合計（新株式払込金を除く）

売上高経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

持分法投資損益（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・ 持分法投資損益がない場合には金額欄に「-」を記載する。

期中平均株式数（連結）

- ・ 連結財務諸表提出会社の期中平均株式数（自己株式及び連結子会社が所有する連結財務諸表提出会社の株式数を除いたもの。）を記載する。
- 連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させること。

会計処理の方法の変更

- ・ 当期における「連結の範囲」以外の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更の有無を記載する（会計基準の改正に伴い、改正後の会計基準の適用時期の到来により、これを採用する場合を除く。）。

総資産

- ・ 期末資産の部の合計を記載する。

株主資本（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・ 期末資本の部の合計を記載する。

株主資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

$$\frac{\text{期末資本の部合計}}{\text{期末負債の部合計} + \text{期末少数株主持分} + \text{期末資本の部合計}} \times 100$$

1株当たり株主資本（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る期末資本の部合計（新株式払込金を除く）}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数（連結）}}$$

- ・ 企業会計基準適用指針第四号 一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針34～35の算定方法に基づく。

期末発行済株式数（連結）

- ・ 連結財務諸表提出会社の期末発行済株式数（自己株式及び連結子会社が所有する連結財務諸表提出会社の株式数を除いたもの。）を記載する。

連結財務諸表規則第44条の2の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額の計算に利用する期末発行済株式数と一致させること。

連結キャッシュ・フローの状況（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載する。

連結範囲及び持分法の適用に関する事項

- ・連結子会社数などそれぞれの会社数を記載する。

連結範囲及び持分法の適用の異動状況

- ・前期と比較して、新たに連結子会社に含めた会社がある場合又は連結子会社から除外した会社がある場合について、それぞれの会社数を記載する。また、持分法適用会社の異動の場合も連結子会社の場合に準じて記載する。

(3) 連結業績予想

売上高、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・次期（次の決算発表の対象となる連結会計年度）の中間期及び通期の業績予想を可能な範囲で記載する。

1株当たり予想当期純利益（通期）

$$\frac{\text{普通株式に係る予想当期純利益}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数（連結）}}$$

- ・1株当たり当期純利益の算定方法に準じて算出する。
- ・上記以外の方法により算出する場合には、その旨を注記する。

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「決算短信（連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由について記載する。

2 添付資料

(1) 企業集団の状況

- ・有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況」等を利用し、企業集団について、親会社や重要な子会社等を分かりやすく記載する。
- ・上場会社が保有する子会社のうち、国内の証券市場に上場（又は公開）している会社について、会社名及び公開市場の名称を記載する。

(2) 経営方針及び経営成績

- ・「定性的情報の記載要領」参照。

(3) 連結財務諸表等

- ・連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書（当期と前期の比較形式。主な項目の増減も併せて記載）並びに連結財務諸表作成の基本となる事項を添付する。（連結財務諸表規則に基づいて記載する。）
- ・「連結財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当期に連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更があった場合には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（連結財務諸表規則第15条の2から第15条の9に定める注記事項等を除く）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、連結貸借対照表、連結損益計算書上他の科目と区別して記載しているもの又は「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記

載があるものは注記を要しない。

- ・上記以外の連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（連結財務諸表規則第15条の2から第15条の9において記載が求められる注記事項等、以下に掲げる～の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する形式）で記載する（関連当事者との取引及び税効果会計を除き当期と前期の比較形式）。

セグメント情報

リース取引

関連当事者との取引

税効果会計

有価証券

デリバティブ取引

退職給付

継続企業の前提

リース取引、デリバティブ取引に関する注記事項の記載は、証券取引法第27条の30の6の規定に基づき電子開示手続きを行った上場会社でかつ当該注記事項以外の開示内容が定まっている場合に限り、当該注記事項を省略した形式で決算発表資料を公表することができる。

継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して掲載するものとする。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している若しくは「米国会計基準」を採用している場合は、1株当たり当期純利益の計算内容及び種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。

(4) 生産、受注及び販売の状況（当期と前期の比較形式）

- ・「経営成績」等他の適当な箇所に記載があるものは記載を要しない。

(5) 個別財務諸表の概要（詳細は、「個別財務諸表の概要」の記載要領を参照。）

(6) その他

- ・記者会見等に利用する目的で作成した上記添付資料以外の決算内容説明資料

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として決算短信（連結）の1枚目と同一（百万円単位）とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満（千円単位）となる場合は同一でなくともかまわない。

2 有価証券に係る注記の記載にあたっては、個別決算情報と連結決算情報を同時に発表する場合は、個別財務諸表の概要に「有価証券」として注記するもの（子会社株式及び関連会社株式関係）を併せて記載することができる。

3 退職給付に係る注記の記載にあたっては、少なくとも企業の採用する退職給付制度、退職給付債務等の内容のうち連結財務諸表に記載のある事項及び退職給付債務等の計算の基礎に関する事項の各項目については決算発表時の資料に記載すること。

4 決算期末後40日以内に決算発表をした会社において、決算発表時点では注記事項（リース取引と、デリバティブ取引に係る注記を除く。）の一部について記載が間に合わない場合には、当該注記を省略していること及び記載が可能になり次第当該事項を「決算発表資料の追加」として開示することを、当該注記を記載すべき箇所に記載すること。

5 決算短信（連結）の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

「中間決算短信（連結）」の記載要領及び添付資料

1 「中間決算短信（連結）」の1枚目

(1) 表題等

決算期の記載

- ・決算期については、原則として 年 月期（例：13年3月期）又は 年 月中間期（例：13年9月中間期）と表記し、各項目での記載にあたっては、当中間期（今回の決算発表の対象となる中間連結会計期間）を上段に、前年中間期（当中間期の直前の中間連結会計期間）を中段に、前期（当中間期の直前の連結会計年度）を下段に記載する。

上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。 [記載例] 上場取引所：東・大・福

URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

親会社名

- ・他の会社の連結子会社になっている場合については、その親会社名（複数ある場合には、決算短信提出会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいう。）、コード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び親会社における決算短信提出会社の株式保有比率（間接保有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社がない場合は、当該欄を削除する。）

米国会計基準採用の有無

- ・中間連結財務諸表作成にあたって米国会計基準を採用している場合は、「有」をチェックする。それ以外は「無」をチェックする。なお、「有」をチェックした場合は、表題部分に[米国会計基準採用]と付記し、中間連結業績等の項目名に各社で所要の訂正を加えて作成する。

(2) 連結業績

売上高、営業利益、経常利益、中間（当期）純利益（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前年中間期及び前期に関する数字の端数処理方法は、当中間期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。以下「持分法投資損益」、「総資産」、「株主資本」及び「連結キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

対前年中間期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当中間期の数値}}{\text{前年中間期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当中間期又は前年中間期の利益（営業利益、経常利益、中間純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「-」を記載する。

1株当たり中間（当期）純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る中間（当期）純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数（連結）}}$$

- ・ 企業会計基準適用指針第四号 一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。

潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(銭未満を四捨五入する。)

$$\frac{\text{普通株式に係る中間(当期)純利益} + \text{中間(当期)純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数(連結)} + \text{潜在株式数}}$$

- ・ 企業会計基準適用指針第四号 一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。
- ・ 利益が希薄化しない場合又は中間(当期)純利益がマイナスの場合は「-」を記載する。

持分法投資損益(マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。)

- ・ 持分法投資損益がない場合には金額欄に「-」を記載する。

期中平均株式数(連結)

- ・ 連結財務諸表提出会社の期中平均株式数(自己株式及び連結子会社が所有する連結財務諸表提出会社の株式数を除いたもの。)を記載する。
中間連結財務諸表規則第65条の規定により注記しなければならない1株当たり中間(当期)純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させること。

会計処理の方法の変更

- ・ 当中間期における「連結の範囲」以外の中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更の有無を記載する。

総資産

- ・ 中間期末資産の部の合計を記載する。

株主資本(マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。)

- ・ 中間期末資本の部の合計を記載する。

株主資本比率(小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。)

$$\frac{\text{中間期末資本の部合計}}{\text{中間期末負債の部合計} + \text{中間期末少数株主持分} + \text{中間期末資本の部合計}} \times 100$$

1株当たり株主資本(銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。)

$$\frac{\text{普通株式に係る中間期末資本の部合計(新株式払込金を除く)}}{\text{中間期末の普通株式の発行済株式数(連結)}}$$

- ・ 企業会計基準適用指針第四号 一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。

期末発行済株式数(連結)

- ・ 連結財務諸表提出会社の期末発行済株式数(自己株式及び連結子会社が所有する連結財務諸表提出会社の株式数を除いたもの。)を記載する。
中間連結財務諸表規則第46条の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額の計算に利用する期末発行済株式数と一致させること。

連結キャッシュ・フローの状況(マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。)

- ・ 中間連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載する。

連結範囲及び持分法の適用に関する事項

- ・ 連結子会社数などそれぞれの会社数を記載する。

連結範囲及び持分法の適用の異動状況

- ・前期と比較して、新たに連結子会社に含めた会社がある場合又は連結子会社から除外した会社がある場合について、それぞれの会社数を記載する。
- ・また、持分法適用会社の異動の場合も連結子会社の場合に準じて記載する。

(3) 連結業績予想

売上高、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「 $-$ 」を表示する。）

- ・通期の業績予想を可能な範囲で記載する。

1株当たり予想当期純利益（通期）

普通株式に係る予想当期純利益

中間期末の普通株式の発行済株式数（連結）

- ・1株当たり中間（当期）純利益の算定方法に準じて算出する。
- ・上記以外の方法により算出する場合には、その旨を注記する。

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「中間決算短信（連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由について記載する。

2 添付資料

(1) 企業集団の状況

- ・有価証券報告書の「事業内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況（半期報告書において記載する予定の「関係会社の状況」の内容を含む）」等を利用し、親会社や重要な子会社等を分かりやすく記載する。
- ・上場会社が中間会計年度末時点で保有する子会社のうち、国内の証券市場に上場（又は公開）している会社について、その会社名及び公開市場の名称を記載する。

(2) 経営方針及び経営成績

- ・「定性的情報の記載要領」参照。

(3) 中間連結財務諸表等

- ・中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）並びに中間連結財務諸表作成の基本となる事項を添付する。（中間連結財務諸表規則に基づいて記載する。）
- ・「中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当中間期に中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更があった場合（前期と比較して）には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・中間連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（中間連結財務諸表規則第14条から第17条の2までに定める注記事項等を除く）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書上他の科目と区別して記載しているもの又は「経営成績」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の中間連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（中間連結財務諸表規則第14条から第17条の2までにおいて記載が求められる注記事項等、以下に掲げる～の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する形式）で記載する（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）。

セグメント情報

リース取引
有価証券
デリバティブ取引
継続企業の前提

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している若しくは「米国会計基準」を採用している場合は、1株当たり中間（当期）純利益の計算内容及び種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。

リース取引に関する注記事項の記載は、証券取引法第27条の30の6の規定に基づき電子開示手続きを行った上場会社でかつ当該注記事項以外の開示内容が定まっている場合に限り、当該注記事項を省略した形式で決算発表資料を公表することができる。

継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して掲載するものとする。

- (4) 生産、受注及び販売の状況（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）
- (5) 個別中間財務諸表の概要（詳細は、「個別中間財務諸表の概要」の記載要領を参照。）
- (6) その他
 - ・記者会見等に利用する目的で作成した上記添付資料以外の決算内容説明資料

- (注) 1 添付資料の金額単位は原則として中間決算短信（連結）の1枚目と同一（百万円単位）とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満（千円単位）となる場合は同一でなくともかまわない。
- 2 有価証券に係る注記の記載にあたっては、個別決算情報と連結決算情報を同時に発表する場合は、個別中間財務諸表の概要に「有価証券」として注記するもの（子会社株式及び関連会社株式関係）を併せて記載することができる。
 - 3 注記事項の記載にあたって、中間決算発表時点では記載が間に合わない事項については、半期報告書提出までの間、記載が可能になり次第、当該事項を「決算発表資料の追加」として開示すること。
 - 4 中間決算短信（連結）の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

「個別財務諸表の概要」の記載要領

1 「個別財務諸表の概要」（1枚目）

(1) 表題等（連単同時発表の場合についても、会社名等の必要事項を記載する。）

決算期の記載

- ・決算期については、原則として年 月期と表記し、各項目での記載にあたっては、当期（今回の決算発表の対象となる事業年度）を上段に、前期（今回の決算発表の対象となる事業年度の直前の事業年度）を下段に記載する。

上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・福

URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

中間配当制度の有無

- ・中間配当制度の有無について記載する。

定時株主総会開催日

- ・定時株主総会開催日について記載する。

単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は1単元の株式の数を記載する。

(2) 業績

売上高・営業利益・経常利益・当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前期に関する数字の端数処理方法は、当期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。こと。（以下「配当金総額」、「総資産」及び「株主資本」について同じ。）

対前期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当期の数値}}{\text{前期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当期又は前期の利益（営業利益、経常利益、当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「-」を記載する。

1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$$

- ・〈企業会計基準第二号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準12～20の算定方法に基づく。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。）

普通株式に係る当期純利益 + 当期純利益調整額

普通株式の期中平均株式数 + 潜在株式数

- ・ <企業会計基準第二号> 一株当たり当期純利益に関する会計基準22～23の算定方法に基づく。
- ・ 財務諸表等規則第95条の5の2に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定方法に基づく。
- ・ 利益が希薄化しない場合又は当期純利益がマイナスの場合は「 - 」を記載する。

株主資本当期純利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

当期純利益

$$\frac{\text{当期純利益}}{\{ \text{期首資本の部合計（新株式払込金を除く）} + \text{期末資本の部合計（新株式払込金を除く）} \} \div 2} \times 100$$

総資本経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

経常利益

$$\frac{\text{経常利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \div 2} \times 100$$

- ・ 総資本 = 負債の部合計 + 資本の部合計（新株式払込金を除く）

売上高経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

期中平均株式数

- ・ 株式数を1株単位で記載する。
- ・ 財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させること。

会計処理の方法の変更

- ・ 当期の会計方針の変更の有無を記載する。

1株当たり年間配当金

- ・ 1株当たり中間配当金、1株当たり期末配当金及び1株当たり年間配当金（中間配当金と期末配当金の合計）を記載する。
- ・ 新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。
- ・ 無配の場合は「0円0銭」と記載する。
- ・ 中間配当制度のない場合には「中間」の欄に「 - 」を記載する。

配当金総額（年間）

- ・ 中間配当金総額と期末配当金総額の合計を記載する。

配当性向（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は「 - 」を記載する。）

$$\frac{\text{1株当たり配当額}}{\text{1株当たり当期純利益}} \times 100$$

株主資本配当率（小数第一位未満を四捨五入する。）

$$\frac{\text{配当金総額}}{\text{期末資本の部合計（新株式払込金を除く）}} \times 100$$

期末配当金の内訳

- ・ 当期の「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する。（記念配当及び特別配当がない場合は、当該欄を削除する。）

総資産

- ・期末資産の部の合計を記載する。

株主資本（マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

- ・期末資本の部の合計を記載する。

株主資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

$$\frac{\text{期末資本の部合計}}{\text{期末負債の部合計} + \text{期末資本の部合計}} \times 100$$

1株当たり株主資本（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る期末資本の部合計（新株式払込金を除く）}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数}}$$

- ・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針34～35の算定方法に基づく。

期末発行済株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

財務諸表等規則第68条の3の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額の計算に利用する期末発行済株式数と一致させること。

期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

(3) 業績予想

売上高、経常利益、当期純利益、1株当たり年間配当金（マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

- ・次期（次の決算発表の対象となる事業年度）の中間期及び通期の業績予想を可能な範囲で記載する。
- ・無配の予想を行う場合は「0円0銭」と記載する。

1株当たり予想当期純利益（通期）

$$\frac{\text{普通株式に係る予想当期純利益}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数（当期末）}}$$

- ・1株当たり当期純利益の算定方法に準じて算出する。
- ・上記以外の方法により算出する場合には、その旨を注記する。

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「決算短信（連結）」の「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。なお、「決算短信（連結）」と同日に発表を行わない場合には、適宜、参照すべき内容を添付資料中に記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「個別財務諸表の概要」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「決算短信（連結）」の「経営成績及び財政状態」において、その理由について記載する。

2 添付資料

個別決算情報と連結決算情報を同時に発表しない場合（個別決算情報に係る部分のみを先行して発表する場合）であっても、上記1の要領で作成した「個別財務諸表の概要」（1枚目）に、少なくとも以下の書類を添付して開示するよう要請しています。

なお、後日、「決算短信（連結）」を開示する際には、「個別財務諸表の概要」とその添付資料として開示した内容について、添付資料から除外して差し支えありません。

(1) 個別財務諸表等

- ・貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（当期と前期の比較形式。主な項目の増減も併せて記載）並びに重要な会計方針を添付する。（財務諸表等規則に基づいて記載する。）
- ・「重要な会計方針」については、当期に会計処理方針の変更があった場合には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（財務諸表等規則第8条の6、第8条の7第1項第3号、第8条の12に定める注記事項を除く）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、貸借対照表、損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（財務諸表等規則第8条の6、第8条の7第1項第3号、第8条の12において記載が求められる注記事項等、以下に掲げる～の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する形式）で記載する（税効果会計を除き当期と前期の比較形式）。

リース取引

有価証券（子会社株式及び関連会社株式関係）

税効果会計

リース取引に関する注意事項の記載は、証券取引法第27条の30の6の規定に基づき電子開示手続きを行った上場会社でかつ当該注記事項以外の開示内容が定まっている場合に限り、当該注記事項を省略した形式で決算発表資料を公表することができる。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している場合は、1株当たり当期純利益の計算内容及び種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。
- ・当期中に発行済株式数の増加又は減少があった場合には、その内容を注記する。

新株発行：発行形態（公募、株主割当又は第三者割当による新株式の発行、転換予約権付株式又は強制転換条件付株式の転換、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、合併又は株式交換等の別を記載する。）、発行株式数、発行価格及び資本組入額

株式分割（併合）：分割（併合）比率又は発行（減少）株式数

自己株式の消却：消却株式数及び株式の取得価額の総額

- ・利益処分計算書については、新株式と旧株式の配当が異なる場合、記念配当又は特別配当がある場合、優先株式（劣後株式）、子会社連動配当株式等が発行している場合に、「1株当たり配当金の内訳」を記載する。

（記載例）1株当たり配当金の内訳

	年 月 期			×年×月期		
	年 間	中 間	期 末	年 間	中 間	期 末
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
普通（旧）株式 （内訳） 記念配当 特別配当 普通（新）株式 優先株式 子会社連動配当株式						

- ・取締役の報酬に関し、商法第269条に基づいて株主総会に付議する場合には、利益処分案の欄外に、その内容を記載する。
- ・当該事業年度において株式分割を行った会社については、1株当たり指標（1株当たり当期純利益、1株当たり年間配当金、1株当たり株主資本）の遡及修正（現在の発行済株式数（期中平均株式数）を基準に過去に算定した数値を遡って修正・調整することで指標としての継続性を保持する措置）を行い、その値を「1株当たり指標遡及修正値」として記載する。

(記載例) 1株当たり指標遡及修正値

決算短信に記載されている1株当たり指標を年 月期の数値を100として、これまでに実施した株式分割等に伴う希薄化を修正・調整した数値に表示しますと以下のとおりとなります。

	年 月期		×年×月期	
	中間	期末	中間	期末
1株当たり当期純利益	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1株当たり配当金				
1株当たり株主資本				

(注) 年 月期に株式分割を実施

効力発生日 年 月 日に1:2の株式分割

(2) 役員の異動(代表者とその他役員に区分して、決算短信提出会社の役員の異動(就退任日を含む。))について記載する。該当のない場合はその旨を記載する。)

新任取締役候補又は新任監査役候補の欄の記載は次のとおり。

・予定される新役職名(現在の役職名等)・氏名

退任予定取締役又は退任予定監査役の欄の記載は次のとおり。

・現在の役職名(退任後新たな就任先が内定している場合の当該役職名等)・氏名

昇格(降格)の場合は、新任、退任に準じて欄を設ける。その場合の記載は次のとおり。

・予定される新役職名(現在の役職名等)・氏名

役職名については、「部長」、「工場長」(新任の場合、社外役員等を含む。)等他の職務も兼任の場合は、役職名と併せて他の職務も明記する。

監査役については、常勤、非常勤の別を明記する。社外監査役(「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)による改正後の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項の要件を充足する場合に限る。)についても、その旨を明記する。

社外取締役(改正後の商法第188条第2項第7号の2に規定する社外取締役の要件を充足する取締役)については、その旨を明記する。

(3) その他

・記者会見等に利用する目的で作成した上記添付資料以外の決算内容説明資料

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として個別財務諸表の概要の1枚目と同一(百万円単位)とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満(千円単位)となる場合は同一でなくともかまわない。

2 個別財務諸表の概要の1枚目及び添付資料はA 4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

3 決算期末後40日以内に決算発表をした会社において、決算発表時点では注記事項(リース取引に係る注記を除く)の一部について記載が間に合わない場合には、当該注記を省略していること及び記載が可能になり次第当該事項を「決算発表資料の追加」として開示することを、当該注記を記載すべき箇所に記載すること。

「個別中間財務諸表の概要」の記載要領

1 「個別中間財務諸表の概要」の1枚目

(1) 表題等（連単同時発表の場合についても、会社名等の必要事項を記載する。）

決算期の記載

- ・決算期については、原則として 年 月期（例：13年3月期）又は 年 月中間期（例：13年9月中間期）と表記し、各項目での記載にあたっては、当中間期（今回の決算発表の対象となる中間会計期間）を上段に、前年中間期（当中間期の直前の中間会計期間）を中段に、前期（当中間期の直前の事業年度）を下段に記載する。

上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・福

URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

中間配当制度の有無

- ・中間配当制度の有無について記載する。

中間配当支払開始日

- ・中間配当支払開始日について記載する。

単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は1単元の株式の数を記載する。

(2) 業績

売上高、営業利益、経常利益、中間（当期）純利益（マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前年中間期及び前期に関する数字の端数処理方法は、当中間期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。こと。（以下「総資産」及び「株主資本」について同じ。）

対前年中間期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当中間期の数値}}{\text{前年中間期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当中間期又は前年中間期の利益（営業利益、経常利益、中間純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「 - 」を記載する。

1株当たり中間（当期）純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る中間（当期）純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$$

- ・〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。

潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(銭未満を四捨五入する。)

普通株式に係る中間(当期)純利益 + 中間期(当期)純利益調整額

普通株式の期中平均株式数 + 潜在株式数

- ・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。
- ・利益が希薄化しない場合又は中間期(当期)純利益がマイナスの場合は「-」を記載する。

期中平均株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・中間財務諸表規則第52条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間(当期)純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させること。

会計処理の方法の変更

- ・当中間期の会計処理の方法の変更(前期と比較して)の有無を記載する。

1株当たり中間配当金

- ・1株当たりの分配金額を記載する。
- ・中間配当制度のない場合には「-」を記載する。
- ・新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。
- ・無配の場合は「0円0銭」と記載する。

1株当たり年間配当金

- ・1株当たり中間配当金と1株当たり期末配当金の合計を記載する。
- ・新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。
- ・無配の場合は「0円0銭」と記載する。

中間期配当金の内訳

- ・当中間期の「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する。(記念配当及び特別配当がない場合は当該欄を削除する。)

総資産

- ・中間期末資産の部の合計を記載する。

株主資本(マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

- ・中間期末資本の部の合計を記載する。

株主資本比率(小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

$$\frac{\text{中間期末資本の部合計}}{\text{中間期末負債の部合計} + \text{中間期末資本の部合計}} \times 100$$

1株当たり株主資本(銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

普通株式に係る中間期末資本の部合計(新株式払込金を除く)

中間期末の普通株式の発行済株式数

- ・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。

期末発行済株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・中間財務諸表規則第36条の3の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額の計算に利用する期末発行済株式数と一致させること。

期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

(3) 業績予想

売上高、経常利益、当期純利益、1株当たり年間配当金（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・通期の業績予想を可能な範囲で記載する。
- ・1株当たり年間配当金欄には、1株当たり中間配当金と1株当たり期末配当金（予想額）との合計を記載する。
- ・無記の予想を行う場合は「0円0銭」と記載する。

1株当たり予想当期純利益（通期）

普通株式に係る予想当期純利益

中間期末の普通株式の発行済株式数

- ・1株当たり中間（当期）純利益の算定方法に準じて算出する。
- ・上記以外の方法により算出する場合には、その旨を注記する。

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「中間決算短信（連結）」の「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。なお、「中間決算短信（連結）」と同日に発表を行わない場合には、適宜、参照すべき内容を添付資料中に記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「個別中間財務諸表の概要」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由について記載する。

2 添付資料

個別中間決算と連結中間決算を同時に発表しない場合（個別中間決算情報に係る部分のみを先行して発表する場合）であっても、上記1の要領で作成した「個別中間財務諸表の概要」（1枚目）に、少なくとも以下の書類を添付して開示するよう要請しています。

なお、後日、「中間決算短信（連結）」を開示する際には、「個別中間財務諸表の概要」とその添付資料として開示した内容について、添付資料から除外して差し支えありません。

(1) 個別中間財務諸表

- ・中間貸借対照表、中間損益計算書（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）及び中間財務諸表作成の基本となる重要な事項を添付する。（中間財務諸表規則に基づいて記載する。）
- ・「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当中間期に中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更があった場合（前期と比較して）には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・中間財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表規則第5条の3及び第5条の4第1項第2号を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、貸借対照表、損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「経営成績」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の中間財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表規則第5条の3及び第5条の4第1項第2号において記載が求められる注記事項等、以下に掲げる～の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する形式）で記載する（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）。

リース取引

有価証券（子会社株式及び関連会社株式関係）

リース取引に関する注記事項の記載は、証券取引法第27条の30の6の規定に基づき電子開示手続きを行った上場会社でかつ当該注記事項以外の開示内容が定まっている場合に限り、当該注記事項を省略した形式で決算発表資料を公表することができる。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している場合は、1株当たり中間（当期）純利益の計算内容及び種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。
- ・当中間期中に発行済株式数の増加又は減少があった場合には、その内容を注記する。

新株発行：発行形態（公募、株主割当又は第三者割当による新株式の発行、転換予約権付株式又は強制

転換条件付株式の転換、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、合併又は株式交換等の別を記載する。)、発行株式数、発行価格及び資本組入額

株式分割(併合):分割(併合)比率又は発行(減少)株式数

自己株式の消却:消却株式数及び株式の取得価額の総額

- ・新株式と旧株式の配当が異なる場合、記念配当又は特別配当がある場合、優先株式(劣後株式)、子会社連動配当株式等を発行している場合には、「1株当たり配当金の内訳」を「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」の次に記載する。

(記載例) 1株当たり配当金の内訳

	年 月中間期 (中間配当)	年 月中間期 (中間配当)	×年×月期 (年間配当)
	円 銭	円 銭	円 銭
普通(旧)株式 (内訳) 記念配当 特別配当 普通(新)株式 優先株式 子会社連動配当株式			

- ・当該中間会計期間において株式分割を行った会社については、1株当たり指標(1株当たり当期純利益、1株当たり年間配当金、1株当たり株主資本)の遡及修正(現在の発行済株式数(期中平均株式数)を基準に過去に算定した数値を遡って修正・調整することで指標としての継続性を保持する措置)を行い、その値を「1株当たり指標遡及修正値」として記載する。

(記載例) 1株当たり指標遡及修正値

決算短信に記載されている1株当たり指標を 年 月期の数値を100として、これまでに実施した株式分割等に伴う希薄化を修正・調整した数値に表示しますと以下のとおりとなります。

	年 月期	×年×月期	
	中 間	中 間	期 末
	円 銭	円 銭	円 銭
1株当たり当期純利益 1株当たり配当金 1株当たり株主資本			

(注) 年 月期に株式分割を実施

効力発生日 年 月 日に1:2の株式分割

(2) その他

- ・記者会見等に利用する目的で作成した上記添付資料以外の決算内容説明資料

- (注) 1 添付資料の金額単位は原則として個別中間財務諸表の概要の1枚目と同一(百万円単位)とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満(千円単位)となる場合は同一でなくともかまわない。
- 2 注記事項の記載にあたって、中間決算発表時点では記載が間に合わない事項については、半期報告書提出までの間、記載が可能になり次第、当該事項を「決算発表資料の追加」として開示すること。
- 3 個別中間財務諸表の概要の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

「決算短信（非連結）」の記載要領及び添付資料

1 「決算短信（非連結）」の1枚目

(1) 表題等

決算期の記載

- ・決算期については、原則として年 月期と表記し、各項目での記載にあたっては、当期（今回の決算発表の対象となる事業年度）を上段に、前期（今回の決算発表の対象となる事業年度の直前の事業年度）を下段に記載する。

上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・福

URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

中間配当制度の有無

- ・中間配当制度の有無について記載する。

定時株主総会開催日

- ・定時株主総会開催日について記載する。

単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は1単元の株式の数を記載する。

親会社名

- ・他の会社の連結子会社になっている場合については、その親会社名（複数ある場合には、決算短信提出会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいう。）、コード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び親会社における決算短信提出会社の株式保有比率（間接保有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社がない場合は、当該欄を削除する。）

(2) 業績

売上高、営業利益、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前期に関する数字の端数処理方法は、当期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。（以下「持分法投資損益」、「総資産」、「株主資本」及び「キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

対前期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当期の数値}}{\text{前期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当期又は前期の利益（営業利益、経常利益、当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「-」を記載する。

1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

普通株式に係る当期純利益

普通株式の期中平均株式数

・<企業会計基準第二号>一株当たり当期純利益に関する会計基準12～20の算定方法に基づく。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。）

普通株式に係る当期純利益 + 当期純利益調整額

普通株式の期中平均株式数 + 潜在株式数

- ・<企業会計基準第二号>一株当たり当期純利益に関する会計基準22～23の算定方法に基づく。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定方法に基づく。
- ・利益が希薄化しない場合又は当期純利益がマイナスの場合は「 - 」を記載する。

株主資本当期純利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

当期純利益

$\frac{\text{当期純利益}}{\{ \text{期首資本の部合計（新株式払込金を除く）} + \text{期末資本の部合計（新株式払込金を除く）} \} \div 2} \times 100$

総資本経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

経常利益

$\frac{\text{経常利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \div 2} \times 100$

・総資本 = 負債の部合計 + 資本の部合計（新株式払込金を除く）

売上高経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

経常利益

$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$

持分法投資損益（マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

・持分法投資損益がない場合には金額欄に「 - 」を記載する。

期中平均株式数

・株式数を1株単位で記載する。

財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させること。

会計処理の方法の変更

・当期における会計方針の変更の有無を記載する。

1株当たり年間配当金

- ・1株当たり中間配当金、1株当たり期末配当金及び1株当たり年間配当金（中間配当金と期末配当金の合計）を記載する。
- ・新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。
- ・無配の場合は「0円0銭」と記載する。
- ・中間配当制度のない場合には「中間」の欄に「 - 」を記載する。

配当金総額（年間）

・中間配当金総額と期末配当金総額の合計を記載する。

配当性向（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は「 - 」を記載する。）

1株当たり配当金総額

$\frac{\text{1株当たり配当金総額}}{\text{1株当たり当期純利益}} \times 100$

株主資本配当率（小数第一位未満を四捨五入する。）

配当金総額

$\frac{\text{配当金総額}}{\text{期末資本の部合計（新株式払込金を除く）}} \times 100$
2

期末配当金の内訳

- ・当期の「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する。（記念配当及び特別配当がない場合は、当該欄を削除する。）

総資産

- ・期末資産の部の合計を記載する。

株主資本（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・期末資本の部の合計を記載する。

株主資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

$$\frac{\text{期末資本の部合計}}{\text{期末負債の部合計} + \text{期末資本の部合計}} \times 100$$

1株当たり株主資本（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る期末資本の部合計（新株式払込金を除く）}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数}}$$

- ・〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針34～35の算定方法に基づく。

期末発行済株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

財務諸表等規則第68条の3の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額の計算に利用する期末発行済株式数と一致させること。

期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

キャッシュ・フローの状況（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載する。

(3) 業績予想

売上高、経常利益、当期純利益、1株当たり年間配当金（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・次期（次の決算発表の対象となる事業年度）の中間期及び通期の業績予想を可能な範囲で記載する。

1株当たり予想当期純利益（通期）

$$\frac{\text{普通株式に係る予想当期純利益}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数（当期末）}}$$

- ・1株当たり当期純利益の算定方法に準じて算出する。
- ・上記以外の方法により算出する場合には、その旨を注記する。

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「決算短信（非連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由を記載する。

2 添付資料

(1) 企業集団の状況

- ・有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況」等を利用し、企業集団について、親会社や重要な関係会社等を分かりやすく記載する。
- ・上場会社が保有する子会社のうち、国内の証券市場に上場（又は公開）している会社について、会社名及び公開市場の名称を記載する。

(2) 経営方針及び経営成績

- ・「定性的情報の記載要領」参照。

(3) 個別財務諸表等

- ・貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及びキャッシュ・フロー計算書（当期と前期の比較形式。主な項目の増減も併せて記載）並びに重要な会計方針を添付する。（財務諸表等規則に基づいて記載する。以下(4)から(6)までについて同じ。）
- ・「重要な会計方針」については、当期に会計方針の変更があった場合には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・当期中に発行済株式数の増加又は減少があった場合には、その内容を注記する。
 新株発行：発行形態（公募、株主割当又は第三者割当による新株式の発行、転換予約権付株式又は強制転換条件付株式の転換、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、合併又は株式交換等の別を記載する。）、発行株式数、発行価格及び資本組入額
 株式分割（併合）：分割（併合）比率又は発行（減少）株式数
 自己株式の消却：消却株式数及び株式の取得価額の総額
- ・財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（財務諸表等規則第8条の6から第8条の10まで、第8条の12から第8条の14を除く）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、貸借対照表、損益計算書上他の科目と区別して記載しているもの又は「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（財務諸表等規則第8条の6から第8条の10まで、第8条の12から第8条の14において記載が求められる注記事項等、以下に掲げる～の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する形式）で記載する（税効果会計を除き当期と前期の比較形式）。
 リース取引
 有価証券
 デリバティブ取引
 持分法投資損益
 関連当事者との取引
 税効果会計
 退職給付
 継続企業の前提
 リース取引、デリバティブ取引に関する注記事項の記載は、証券取引法第27条の30の6の規定に基づき電子開示手続きを行った上場会社でかつ当該注記事項以外の開示内容が定まっている場合に限り、当該注記事項を省略した形式で決算発表資料を公表することができる。
 継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して掲載するものとする。
- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している場合は、1株当たり当期純利益の計算内容及び種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。
- ・利益処分計算書については、新株式と旧株式の配当が異なる場合、記念配当又は特別配当がある場合、優先株式（劣後株式）、子会社連動配当株式等を発行している場合に、「1株当たり配当金の内訳」を記載する。

(記載例) 1株当たり配当金の内訳

	年 月期			×年×月期		
	年 間	中 間	期 末	年 間	中 間	期 末
普通(旧)株式 (内訳) 記念配当 特別配当 普通(新)株式 優先株式 子会社連動配当株式	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

- ・取締役の報酬に関し、商法第269条に基づいて株主総会に付議する場合には、利益処分案の欄外に、その内容を記載する。
- ・当該事業年度において株式分割を行った会社については、1株当たり指標(1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり株主資本)の遡及修正(現在の発行済株式数(期中平均株式数)を基準に過去に算定した数値を遡って修正・調整することで指標としての継続性を保持する措置)を行い、その値を「1株当たり指標遡及修正値」として記載する。

(記載例) 1株当たり指標遡及修正値

決算短信に記載されている1株当たり指標を 年 月期の数値を100として、これまでに実施した株式分割等に伴う希薄化を修正・調整した数値に表示しますと以下のとおりとなります。

	年 月期		×年×月期	
	中 間	期 末	中 間	期 末
1株当たり当期純利益 1株当たり配当金 1株当たり株主資本	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(注) 年 月期に株式分割を実施

効力発生日 年 月 日に1:2の株式分割

(4) 生産、受注及び販売の状況(当期と前期の比較形式)

- ・「経営成績」等他の適当な箇所に記載があるものは記載を要しない。

(5) 役員の異動(代表者とその他役員に区分して、決算短信提出会社の役員の異動(就退任日を含む。)について記載する。該当のない場合はその旨を記載する。)

新任取締役候補又は新任監査役候補の欄の記載は次のとおり。

- ・予定される新役職名(現在の役職名等)・氏名

退任予定取締役又は退任予定監査役の場合の記載は次のとおり。

- ・現在の役職名(退任後新たな就任先が内定している場合の当該役職名等)・氏名

昇格(降格)の場合は、新任、退任に準じて欄を設ける。その場合の記載は次のとおり。

- ・予定される新役職名(現在の役職名等)・氏名

役職名については、「部長」、「工場長」(新任の場合、社外役員等を含む)等他の職務も兼任の場合は、役職名と併せて他の職務も明記する。

監査役については、常勤、非常勤の別を明記する。社外監査役(「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)による改正後の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項の要件を充足する場合に限る。)についても、その旨を明記する。

社外取締役(改正後の商法第188条第2項第7号の2に規定する社外取締役の要件を充足する取締役)について

は、その旨を明記する。

(6) その他

- ・ 記者会見等に利用する目的で作成した上記添付資料以外の決算内容説明資料

- (注) 1 添付資料の金額単位は原則として決算短信（非連結）の1枚目と同一（百万円単位）とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満（千円単位）となる場合は同一でなくともかまわない。
- 2 退職給付に係る注記の記載にあたっては、少なくとも企業の採用する退職給付制度、退職給付債務等の内容のうち連結財務諸表に記載のある事項及び退職給付債務等の計算の基礎に関する事項の各項目については決算発表時の資料に記載すること。
- 3 決算期末後40日以内に決算発表をした会社にあつて、決算発表時点では注記事項（リース取引とデリバティブ取引に係る注記を除く）の一部について記載が間に合わない場合には、当該注記を省略していること及び記載が可能になり次第当該事項を「決算発表資料の追加」として開示することを、当該注記を記載すべき箇所に記載すること。
- 4 決算短信（非連結）の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

「中間決算短信（非連結）」の記載要領及び添付資料

1 「中間決算短信（非連結）」の1枚目

(1) 表題等

決算期の記載

- ・決算期については、原則として 年 月期（例：13年3月期）又は 年 月中間期（例：13年9月中間期）と表記し、各項目での記載にあたっては、当中間期（今回の決算発表の対象となる中間会計期間）を上段に、前年中間期（当中間期の直前の中間会計期間）を中段に、前期（当中間期の直前の事業年度）を下段に記載する。

上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・福

URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

中間配当制度の有無

- ・中間配当制度の有無について記載する。

中間配当支払開始日

- ・中間配当支払開始日について記載する。

単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は1単元の株式の数を記載する。

親会社名

- ・他の会社の連結子会社になっている場合については、その親会社名（複数ある場合には、決算短信提出会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいう。）、コード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び親会社における決算短信提出会社の株式保有比率（間接保有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社がない場合は、当該欄を削除する。）

(2) 業績

売上高、営業利益、経常利益、中間（当期）純利益（マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨て可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前年中間期及び前期に関する数字の端数処理方法は、当中間期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。こと。（以下「持分法投資損益」、「総資産」、「株主資本」及び「キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

対前年中間期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当中間期の数値}}{\text{前年中間期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当中間期又は前年中間期の利益（営業利益、経常利益、中間純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「 - 」を記載する。

1株当たり中間(当期)純利益(銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

普通株式に係る中間(当期)純利益

普通株式の期中平均株式数

・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。

潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(銭未満を四捨五入する。)

普通株式に係る中間(当期)純利益 + 中間期(当期)純利益調整額

普通株式の期中平均株式数 + 潜在株式数

・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。

・利益が希薄化しない場合又は中間期(当期)純利益がマイナスの場合は「-」を記載する。

持分法投資損益(マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

・持分法投資損益がない場合には金額欄に「-」を記載する。

期中平均株式数

・株式数を1株単位で記載する。

中間財務諸表規則第52条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間(当期)純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させること。

会計処理の方法の変更

・当中間期における中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更の有無を記載する。

1株当たり中間配当金

・商法第293条の5第1項に基づく営業年度中における金銭の分配に係る1株当たりの分配金額を記載する。

・中間配当制度のない場合には「-」を記載する。

・新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。

・無配の場合は「0円0銭」と記載する。

1株当たり年間配当金

・1株当たり中間配当金と1株当たり期末配当金の合計を記載する。

・新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。

・無配の場合は「0円0銭」と記載する。

中間配当金の内訳

・当中間期の「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する。(記念配当及び特別配当がない場合は当該欄を削除する。)

総資産

・中間期末資産の部の合計を記載する。

株主資本(マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

・中間期末資本の部の合計を記載する。

株主資本比率(小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

中間期末資本の部合計

中間期末負債の部合計 + 中間期末資本の部合計 × 100

1株当たり株主資本(銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

普通株式に係る中間期末資本の部合計(新株式払込金を除く)

中間期末の普通株式の発行済株式数

期末発行済株式数

・株式数を1株単位で記載する。

中間財務諸表規則第36条の3の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額の計算に利用する期末発行済株式数と一致させること。

期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

キャッシュ・フローの状況（マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

- ・中間キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載する。

(3) 業績予想

売上高、経常利益、当期純利益、1株当たり年間配当金（マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

- ・通期の業績予想を可能な範囲で記載する。

1株当たり予想当期純利益（通期）

$$\frac{\text{普通株式に係る予想当期純利益}}{\text{中間期末の普通株式の発行済株式数}}$$

- ・1株当たり中間（当期）純利益の算定方法に準じて算出する。
- ・上記以外の方法により算出する場合には、その旨を注記する。

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「中間決算短信（非連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由を記載する。

2 添付資料

(1) 企業集団の状況

- ・有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況（半期報告書において記載する予定の「関係会社の状況」の内容を含む）」等を利用し、親会社や重要な関係会社等を分かりやすく記載する。
- ・上場会社が中間会計年度末時点で保有する子会社のうち、国内の証券市場に上場（又は公開）している会社について、会社名及び公開市場の名称を記載する。

(2) 経営方針及び経営成績

- ・「定性的情報の記載要領」参照。

(3) 中間財務諸表等

- ・中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）並びに中間財務諸表作成の基本となる重要な事項を添付する。（中間財務諸表規則に基づいて記載する。以下(4)から(5)までについて同じ。）
- ・「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当中間期に中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更があった場合（前期と比較して）には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・中間財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表規則第5条の3から第5条の5まで及び第5条の8に定める注記事項等を除く）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、貸借対照表、損益計算書上他の科目と区別して記載しているもの又は「経営成績」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の中間財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表規則第5条の3から第5条の5まで及び第5条の8に定める注記事項等、以下に掲げる～の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する形式）で記載する（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）。

リース取引
 有価証券
 デリバティブ取引
 持分法投資損益
 継続企業の前提

リース取引に関する注記事項の記載は、証券取引法第27条の30の6の規定に基づき電子開示手続きを行った上場会社でかつ当該注記事項以外の開示内容が定まっている場合に限り、当該注記事項を省略した形式で決算発表資料を公表することができる。

継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して掲載するものとする。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している場合は、1株当たり中間（当期）純利益の計算内容及び種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。
- ・新株式と旧株式の配当が異なる場合、記念配当又は特別配当がある場合、優先株式（劣後株式）、子会社連動配当株式等が発行している場合には、「1株当たり配当金の内訳」を「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」の次に記載する。

（記載例）1株当たり配当金の内訳

	年 月中間期 （中間配当）	年 月中間期 （中間配当）	×年×月期 （年間配当）
	円 銭	円 銭	円 銭
普通（旧）株式 （内訳） 記念配当 特別配当 普通（新）株式 優先株式 子会社連動配当株式			

- ・当該中間会計期間において株式分割を行った会社については、1株当たり指標（1株当たり当期純利益、1株当たり年間配当金、1株当たり株主資本）の遡及修正（現在の発行済株式数（期中平均株式数）を基準に過去に算定した数値を遡って修正・調整することで指標としての継続性を保持する措置）を行い、その値を「1株当たり指標遡及修正値」として記載する。

（記載例）1株当たり指標遡及修正値

決算短信に記載されている1株当たり指標を 年 月期の数値を100として、これまでに実施した株式分割等に伴う希薄化を修正・調整した数値に表示しますと以下のとおりとなります。

	年 月期	×年×月期	
	中 間	中 間	期 末
	円 銭	円 銭	円 銭
1株当たり当期純利益			
1株当たり配当金			
1株当たり株主資本			

（注） 年 月期に株式分割を実施

効力発生日 年 月 日に1：2の株式分割

(4) 生産、受注及び販売の状況（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）

- ・「経営成績」等他の適当な箇所に記載があるものは記載を要しない。

(5) その他

- ・記者会見等に利用する目的で作成した上記添付資料以外の決算内容説明資料

- (注) 1 添付資料の金額単位は原則として中間決算短信(非連結)の1枚目と同一(百万円単位)とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満(千円単位)となる場合は同一でなくともかまわない。
- 2 注記事項の記載にあたって、中間決算発表時点では記載が間に合わない事項については、半期報告書提出までの間、記載が可能になり次第、当該事項を「決算発表資料の追加」として開示すること。
- 3 中間決算短信(非連結)の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。